

区分		程度	
		障害者本人が所有し、 かつ自ら運転する場合	左記以外の場合
視覚障害		1～4級	
聴覚障害		2～4級	
平衡機能障害		3級・5級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による場合に限る）	
上肢不自由		1～6級	1～3級
下肢不自由		1～6級	
体幹不自由		1～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～6級	1～3級
	移動機能	1～6級	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸または小腸の機能障害		1級・3級・4級	
肝臓機能障害		1～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	
療育手帳の交付を受けている方		対象外 (療育手帳及び精神障害者保健福 祉手帳をお持ちの方の本人運転に 対する減免はありません)	重度(A)・中度(B1)
精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている方			1級

※戦傷病者手帳の交付を受けている方についても、減免の対象となる場合があります。
お手数ですが 市民税課 軽自動車税担当 までお問い合わせください。